

10年保存
機密性 1
平成26年10月3日から 平成36年10月2日まで

基発 1003 第 1 号
平成 26 年 10 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対する地方入国管理局
との合同監督・調査の実施について

技能実習生の労働条件の確保については、依然として賃金等の不払や長時間労働等の不適正な事案が認められるところであり、また、強制労働が疑われる事案については積極的に捜査を行う努力をすべきであるなどの国際的な批判も受けているところである。

このような状況を踏まえ、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案について、地方入国管理局（支局を含む。）（以下「入管局」という。）との連携を図り、積極的な対応を行うため、今般、入管局との合同監督・調査を実施することとしたところである。

技能実習生に係る出入国管理機関との連携した対応については、平成 18 年 5 月 31 日付け基発第 0531001 号「技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について」（以下「相互通報通達」という。）等により指示してきたところであるが、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、これらに加え、下記に留意の上、適切な対応に万全を期されたい。

なお、本件については、法務省と協議済みであることを申し添える。

記

1 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案について

強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案（以下「要排除事案」という。）は、下記の事案とする。

- (1) 技能実習生に係る強制労働が疑われる事案
- (2) 技能実習生への暴行・脅迫・監禁等、技能実習生からの違約金等の徴収等、技能実習生の預金通帳・印鑑・旅券等の取上げ等が疑われ、かつ、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が疑われる事案

2 合同監督・調査について

(1) 目的

労働基準監督機関が行う労働基準関係法令の履行確保のための監督指導及び出入国管理機関が行う技能実習制度の適正な実施のための調査を合同で実施することにより、強制労働等技能実習生の人権侵害の事実確認を効果的に行い、当該確認した事実に基づき、各々の機関が有する権限を適正に行使することにより、技能実習生の労働条件の確保等を図り、強制労働等技能実習生の人権侵害を排除するものであること。

(2) 要排除事案の把握及び情報提供等

ア 要排除事案の把握

都道府県労働局労働基準部監督課（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）においては、技能実習生からの申告・相談等の各種情報の中から、要排除事案の的確な把握に努めること。

イ 情報提供等

局又は署が、要排除事案を把握した場合には、次により、速やかに、情報提供等を行うこと。

(ア) 署が要排除事案を把握した場合には、局へ当該要排除事案に係る報告を行うこと。これを受け、局は、入管局へ情報提供を行うこと。

なお、署が把握した要排除事案に係る実習実施機関の所在地が、局内の他署管内にある場合には、局は、当該要排除事案に係る実習実施機関の所在地を管轄する署（以下「管轄署」という。）及び入管局へ情報提供を行うこと。

(イ) 局が要排除事案を把握した場合には、管轄署及び入管局へ情報提供を行うこと。

(ウ) 局又は署が把握した要排除事案に係る実習実施機関の所在地が、他局管内にある場合には、局は、署が把握し局へ報告した当該要排除事案を含め、当該要排除事案に係る実習実施機関の所在地を管轄する局（以下「管轄局」という。）へ情報提供を行うこと。これを受け、管轄局は、管轄署及び入管局へ情報提供を行うこと。

(エ) 入管局が要排除事案を把握した場合には、管轄局へ情報提供されることとなっていること。これを受け、管轄局は、管轄署へ情報提供を行うこと。

(3) 入管局との協議

ア 入管局へ情報提供を行った局は、速やかに、合同監督・調査の対象とする事案の決定に向けて、入管局との協議を行うこと。

なお、入管局が把握した要排除事案が局へ情報提供された場合についても、速やかに、上記と同様の協議を行うこと。

イ 局又は署が把握した要排除事案について、これが、同一の監理団体傘下の他の実習実施機関においても同様の問題が認められると考えられ、他局管内にも当該監理団体傘下の実習実施機関が存在する場合においては、関係局は、相互に情報共有を図るとともに、連携して、上記アと同様の協議を行うこと。

(4) 対象とする事案の決定

局は、入管局との協議により、入管局と情報共有した個別の要排除事案の中から、合同監督・調査の対象とする事案を決定すること。

(5) 実施方法等

次に定めるところによるほか、局は入管局との間で、実施に係る詳細について必要な調整を行うこと。

ア 合同監督・調査は、原則として、管轄署及び入管局において実施することとするが、必要に応じ、管轄局も当該合同監督・調査に参加すること。

イ 合同監督・調査は、実習実施機関に対して、原則として予告することなく実施すること。

ウ 技能実習生に係る労働基準関係法令違反について、監理団体の関与が疑われる場合には、必要に応じ、監理団体に対して合同で調査を行うこと。

(6) 実施後の情報共有等

ア 要排除事案の早期解決を図るためには、労働基準監督機関及び出入国管理機関において速やかな対応が求められるところである。

このため、局及び署並びに入管局は合同監督・調査の実施後においても協議を行い、情報の共有化を図るとともに、必要な措置を速やかに講ずること。

イ 合同監督・調査を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案については、相互通報通達の記の1(1)及び2に基づき、都道府県労働局長から入管局(支局)長に通報すること。

なお、合同監督・調査を実施した実習実施機関における技能実習生に係る労働基準関係法令違反については、局及び署が直接把握することとなることから、相互通報通達の記の1(2)に基づき、入管局(支局)長から都道府県労働局長に対して行われる技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案に係る通報については省略されることとなるものであること。

ウ 上記イにより、都道府県労働局長から入管局(支局)長へ通報した事案について、出入国管理機関が「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成21年12月法務省)に基づき不正行為の確認・通知を行った結果については、相互通報通達の記の4(2)に基づき、都道府県労働局長に回報されることとなっていること。

3 労働基準監督機関の対応について

労働基準関係法令違反が認められた要排除事案であって、悪質性が認められるもの又は社会的にも看過し得ないものについては、積極的に司法処分に付すること。